

2017年9月27日 全10頁

役員給与の見直し（10月施行分）のポイント

税制非適格ストック・オプションと譲渡制限付株式を中心に

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 平成29年度税制改正では、役員給与の損金算入に関する規定等が見直され、損金算入可能な株式報酬の範囲が拡大されている。原則として平成29年4月1日以後の支給決議等から施行されているが、退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る改正は平成29年10月1日以後の支給決議等から施行される。
- 事前確定届出給与について、確定した数の株式又は新株予約権を支給する給与が追加され、利益連動給与（改正後は業績連動給与）について、株価等の利益以外の指標が連動指標に追加され、複数年度の指標も連動指標と認められている。改正により、パフォーマンス・シェア、パフォーマンス・キャッシュ、ファントム・ストックや株式交付信託の損金算入が認められることとなった。
- 税制非適格ストック・オプションは、交付対象者が関係法人の役員にまで拡大され、非居住者に対して交付した場合も損金算入の対象となった。ただし、事前確定届出給与として損金算入する場合、一定の手続きを行わない限り、税務署への届出が必要となる。
- 譲渡制限付株式も、交付対象者が関係法人の役員にまで拡大され、非居住者に対して交付した場合も損金算入の対象となった。一方、会社の業績等に関する目標が未達であることなど、「役務の提供期間」以外の事由により付与対象者が無償で没収されるものは、原則として損金算入の対象から除外されることとなった。

1. はじめに

平成29年度税制改正では、役員給与の損金算入に関する規定が見直され、損金算入可能な株式報酬の範囲が拡大されている。この改正は、原則として平成29年4月1日以後の支給決議¹から施行されている。一方、退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る改正は平成29年10月1日以後の支給決議等から施行される予定である²。

¹ 支給決議が行われない場合は、平成29年4月1日以後の支給から施行されている。以下、同じ。

² 改正の概要について、拙稿「税制改正大綱―役員給与の見直し」（2016年12月21日付大和総研レポート）

従前より、役務提供の対価として「税制非適格ストック・オプション」又は「譲渡制限付株式」を付与する場合については、損金算入時期を権利行使日や譲渡制限解除日³まで後ろ倒しする特例が設けられている。平成 29 年度税制改正では、この特例についても対象範囲を拡大する見直しが行われ、同じく平成 29 年 10 月 1 日以後の交付決議⁴から施行される予定である。そのため、役員にこれらを役務提供の対価として付与する場合は、役員給与の損金算入の規定と損金算入時期の後ろ倒しの特例の両者の見直しを考慮しなければならない。

本稿では、役員給与の見直しを踏まえ、「税制非適格ストック・オプション」及び「譲渡制限付株式」についての見直しについて説明する（なお、本稿では法人税法を「法法」、法人税法施行令を「法令」などと表記する）。

2. 税制非適格ストック・オプション、譲渡制限付株式の見直しのポイント

(1) 税制非適格ストック・オプション

改正前の制度においては、法人が税制非適格ストック・オプションを役員に交付する場合、交付対象者は当該法人の役員に限られ、また、非居住者である役員に対して交付した場合は損金算入が認められていない。

一方、改正後、つまり交付決議が平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる場合は、交付対象者が当該法人の関係法人の役員にまで拡大され⁵、また、非居住者である役員に対して交付した場合も損金算入の対象となった（後述 3(3)、4(1)参照）。ただし、事前確定届出給与として損金算入する場合、以下の手続きを行わない限り、税務署への届出が必要となる（後述 3(3)参照）。

◇ 役員の職務執行開始日から 1 カ月以内の株主総会等の決議により、以下の定めをすること
 一 当該決議から 1 カ月以内に新株予約権を交付する

一定の条件を満たせば、業績連動給与として損金算入することも可能である（後述 3(4)参照）。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161221_011535.html 参照。

また、改正前の株式報酬の税制等について、拙稿「各種株式報酬のインセンティブ等の比較」（2016 年 11 月 21 日付大和総研レポート）http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161121_011424.html 参照。

³ 平成 29 年度税制改正で、没収される可能性がなくなった日に改正されている。

⁴ 交付決議が行われない場合は、平成 29 年 10 月 1 日以後の交付から施行される。以下、同じ。

⁵ 損金算入時期を後ろ倒しする特例について、役務の提供を受ける法人が発行したものに限るという制限がなくなっている（4(1)参照）。一方、役員給与の損金算入に関する規定において、損金算入が認められる新株予約権（税制非適格ストック・オプション）は、当該法人又は当該法人との間に 50%超の株式を直接・間接に保有する関係がある法人が発行するもの（「適格新株予約権」）に限られるという制限が追加されている（3(3)(4)参照）。

(2) 譲渡制限付株式

改正前の制度においては、法人が譲渡制限付株式を役員に交付する場合、交付対象者は当該法人又はその完全子会社の役員に限られ、また、非居住者である役員に対して交付した場合は損金算入が認められていない。「役務の提供期間」以外の事由（例えば会社の業績等に関する目標）が未達であることなどにより、付与対象者が会社から無償で取得（没収）されるものも損金算入の対象と認められていた。

一方、改正後、つまり交付決議が平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる場合は、交付対象者が当該法人の関係法人の役員にまで拡大され⁶、また、非居住者である役員に対して交付した場合も損金算入の対象となった（後述 3(3)、4(2)参照）。ただし、会社の業績等に関する目標が未達であることなど、「役務の提供期間」以外の事由により付与対象者が無償で取得（没収）されるものは、事前確定届出給与として損金算入が認められる対象から除外されることとなった。もっとも、一定の条件を満たせば、業績連動給与として損金算入することも可能である（後述 3(4)参照）。

3. 役員給与の損金算入の見直し

(1) 概要

法人税法では、適正な課税を行うため、損金算入できる役員給与を一定のものに限定している。平成 29 年度税制改正では、わが国の企業に「攻めの経営」を促すべく、経営陣に中長期的インセンティブを付与するための多様な業績連動報酬や自社株報酬の導入を促進するよう損金算入できる役員給与の範囲の見直しが行われた。平成 29 年度税制改正における、損金算入できる役員給与の範囲の見直しのポイントは下記の通りである。

図表 1 損金算入できる役員給与の範囲の改正の概要

給与の種類		改正前	改正後
①	定期同額給与	支給時期が一定期間ごとの給与で、各支給時期の支給額が同額であるもの	税・社会保険料の源泉徴収後の「 手取り 」が同額である給与も①に含まれる
②	事前確定届出給与	所定の時期に 確定額 を支給する給与で、税務署に届出をしているもの	所定の時期に 確定した数の株式または新株予約権 を支給する給与も②に含まれる
③	利益連動給与 (改正後は業績連動給与)	当該事業年度の利益 の状況を示す指標を基礎に算定される給与	・株価等の 利益以外の業績に連動する指標 を基礎に算定される給与も③に含まれる ・ 複数年度 の指標を基礎に算定される給与も③に含まれる
④	退職給与		業績に連動する退職給与の場合は③の要件を満たすものに限られる
⑤	新株予約権による給与	不相当に高額でないもの	⑤の類型を廃止(従って、損金算入するためには他の要件(例えば②か③)の要件を満たす必要がある)
⑥	使用人としての職務に対する給与		改正なし

(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

⁶ 損金算入時期を後ろ倒しする特例について、役務の提供を受ける法人又はその完全親法人が発行したものに限るという制限がなくなっている（4(2)参照）。一方、役員給与の損金算入に関する規定において、損金算入が認められる譲渡制限付株式は、当該法人又は当該法人との間に 50%超の株式を直接・間接に保有する関係がある法人が発行するもの（「適格株式」）に限られるという制限が追加されている（3(3) (4)参照）。

これらの改正の影響を具体的な役員報酬の種類に当てはめると、下記ようになる。

図表2 具体的な役員報酬の種類別の損金算入の可否

報酬の種類	報酬の内容	交付資産	損金算入の可否	
			改正前	改正後
リストラクテッド・ストック(RS)	一定期間の譲渡制限が付された 株式 を役員に付与。	株式	可能 (②の類型)	可能 (②の類型)
株式交付信託	会社が金銭を信託に抛出し、信託が市場等から株式を取得。一定期間経過後に役員に 株式 を付与。	株式	不可	可能 (②または③の類型)
ストック・オプション(SO)	新株予約権を付与。	新株予約権	可能 (⑤の類型)	可能 (②または③の類型)
パフォーマンス・シェア(PS)	中長期の業績目標 の達成度合いに応じて、 株式 を役員に付与。	株式	不可	可能 (③の類型)
パフォーマンス・キャッシュ	中長期の業績目標 の達成度合いに応じて、 現金 を役員に付与。	現金	可能 (利益連動で③の類型に該当するもののみ)	可能 (③の類型)
ファントム・ストック	中長期の業績目標 の達成度合いに応じて、 株価等相当の現金 を役員に付与。	現金	不可	可能 (③の類型)

(注) 類型の番号は、図表1における番号に対応する。なお、退職給与に該当するケースは、退職給与に関する損金算入要件を満たす必要がある。
(出所) 法令及び経済産業省「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

上記の通り、改正前は株式交付信託⁷やパフォーマンス・シェア、ファントム・ストックによる役員報酬は原則として損金算入できなかったが、改正後は要件を満たせば損金算入が認められる。また、パフォーマンス・キャッシュにおいても損金算入できる指標の範囲が改正により広がっている。

これらの改正は、原則として平成29年4月1日以後の支給又は交付決議から施行されている。一方、退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る改正は平成29年10月1日以後の支給又は交付決議等から施行される。

(2) 定期同額給与

定期同額給与に関する改正のポイントは、税・社会保険料の源泉徴収後の手取りが同額である給与も、定期同額給与に含まれることとされたことである（法令69②）。

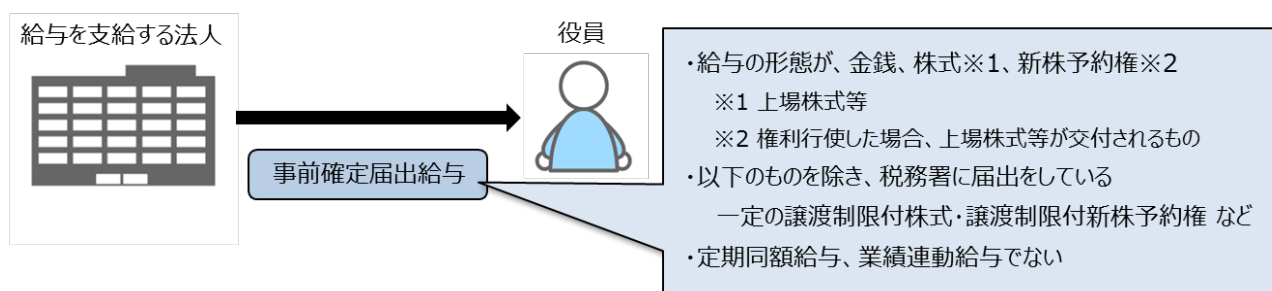
(3) 事前確定届出給与

改正後の事前確定届出給与のポイントは以下の通りである（図表3参照）。

- ◇給与の形態として、金銭のほか、（上場株式等に該当する）株式、及び、（権利行使した場合に上場株式等が交付される）新株予約権が追加
- ◇原則として税務署への届出が必要（一定の譲渡制限付株式、新株予約権については届出不要）
- ◇定期同額給与や「業績連動給与」（後述）に該当するものは除かれる

⁷ 退職給与に該当する場合、損金算入が認められる可能性があると考えられる。

図表 3 改正後の事前確定届出給与のイメージ



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

事前確定届出給与の具体的な要件は以下の通りである (法 34①二、法 69③)。

図表 4 損金算入が認められる事前確定届出給与の要件

(1) 形態 (額・数の確定)	以下のいずれかを支給する旨の定めに基づき支給する給与である ①確定した額の金銭 (※) ②確定した数の「適格株式」(後述) 又は「適格新株予約権」(後述) ③確定した額の金銭債権に係る一定の譲渡制限付株式 (「適格株式」に該当するもの) 又は譲渡制限付新株予約権 (「適格新株予約権」に該当するもの)
(2) 届出	以下のものを除き、所轄税務署長に届出をしている (②③は後述) ①非同族会社における非常勤役員に支給する給与 ②一定の手続きを満たす譲渡制限付株式による給与 ③一定の手続きを満たす譲渡制限付新株予約権による給与
(3) その他	定期同額給与及び「業績連動給与」(後述) のいずれにも該当しない

(※) 確定した額に相当する「適格株式」又は「適格新株予約権」を交付する旨の定めに基づいて支給する給与 ((1)③を除く) は、確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する (法 69⑧)。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 中の「適格株式」「適格新株予約権」は以下のものが該当する (法 2 十二の七の五、34①二ロハ⑦、法 71 の 2)。下記のように、「適格株式」は「市場価格のある株式」等が該当し、上場株式等が該当することとなる。また、発行者は、給与を支給する当該法人のほか、その法人の関係法人 (50%超の株式を直接・間接に保有する関係がある法人) も含まれる。

図表 5 「適格株式」「適格新株予約権」の要件

	株式/新株予約権の性質	発行者
適格株式	以下のいずれかの株式 ①市場価格のある株式 ②市場価格のある株式と交換される株式 (※1)	(a) (給与を支給する) 当該法人 (b) (a) との間に、50%超の株式を直接・間接に保有する関係 (支配関係) がある法人 (※2)
適格新株予約権	行使した場合、市場価格のある株式が交付される新株予約権	

(※1) 市場価格のある株式と交換される種類株式を想定していると考えられる。

(※2) 親法人・子法人ともに該当しうる。なお、(報酬を決議する) 株主総会等の決議日から、株式交付日 (譲渡制限付株式の場合は譲渡制限解除日、譲渡制限付新株予約権の場合は行使可能日) まで、支配関係が継続することが見込まれていることが必要。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 中の、税務署への届出が不要となる、譲渡制限付株式・譲渡制限付新株予約権による給与は、以下の手続きを満たすものである（法法 34①二イ、法令 69③）。

◇ 役員職務執行開始日から 1 カ月以内の株主総会等の決議により、以下の定めをすること
 一 当該決議から 1 カ月以内に譲渡制限付株式又は譲渡制限付新株予約権を交付する

確定した額の金銭や、確定した数の「適格株式」「適格新株予約権」など、図表 4 中の「届出」の欄の①～③に該当しない場合は、（役員報酬に関する）株主総会等の決議日から 1 カ月以内に税務署への届出が必要となる（法令 69④）。届出事項は以下の通りである（法規 22 の 3①）。

図表 6 事前確定届出給与の届出事項

①	届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
②	事前確定届出給与の支給の対象となる者の氏名及び役職名
③	事前確定届出給与の支給時期、及び各支給時期における支給額又は株式若しくは新株予約権の銘柄、及び、以下の区分に応じ、それぞれ定める事項及び条件その他の内容 イ 確定数給与に該当する場合 交付する数及び交付決議時価額 ロ 確定した額の金銭債権に係る譲渡制限付株式又は譲渡制限付新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合 当該金銭債権の額
④	（役員報酬に関する）株主総会等の決議日、及び決議をした機関等
⑤	事前確定届出給与に係る職務執行開始日
⑥	定期同額給与としない理由、及び支給時期を③の時期とした理由
⑦	事前確定届出給与以外の給与を支給する場合、当該給与の支給時期、及び各支給時期における支給額
⑧	その他参考となるべき事項

（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

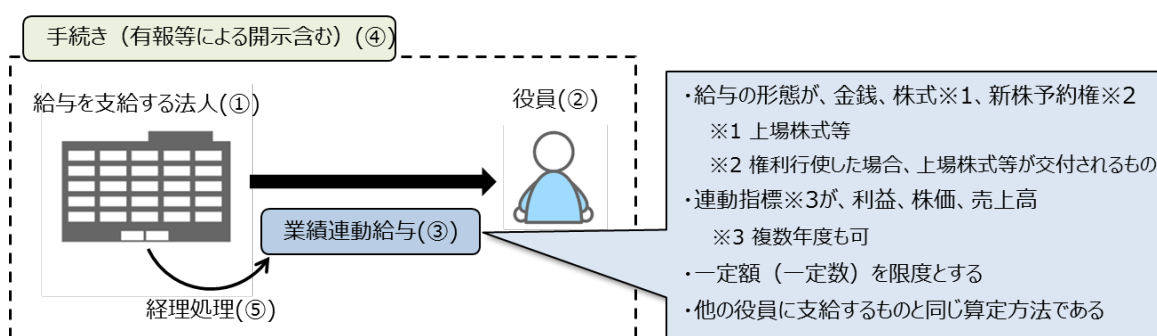
図表 4（「その他」の欄）の通り、「業績連動給与」に該当するものは事前確定届出給与から除外される。「業績連動給与」の定義は後述するが、譲渡制限付株式による給与のうち、会社の業績等に関する目標が未達であることなど、「役務の提供期間」以外の事由を満たさないことにより付与対象者が会社が無償で取得（没収）されるものは「業績連動給与」に該当するため（後述図表 8 の②）、事前確定届出給与に該当しないこととなった（改正前はこのようなものも事前確定届出給与に該当する）。そのため、損金算入が認められるためには、後述の、一定の条件を満たす業績連動給与に該当する必要がある。

(4) 業績連動給与

改正後の、役員に支給した場合に損金算入が認められる業績連動給与のポイントは、以下の通りである（図表7参照）。

- ◇給与を支給する法人として、上場会社である持株会社の完全子会社が追加
- ◇給与の形態として、金銭のほか、（上場株式等に該当する）株式、及び、（権利行使した場合に上場株式等が交付される）新株予約権が追加
- ◇連動指標として、株価及び売上高（利益又は株価の指標と同時に用いられるものに限る）が追加され、複数年度についての指標も認められる
- ◇以下が求められる点については従来通り
 - 他の業務執行役員に支給するものと同様の算定方法である
 - 有価証券報告書等やTDnetでの開示が求められる
 - 損金経理をしている

図表7 業績連動給与のイメージ



(※) 図表中の①～⑤は図表9の番号に対応する。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

損金算入が認められる業績連動給与の具体的な要件は、図表8の「業績連動給与」の定義に該当した上で、図表9の要件も満たすことである（法法34①三⑤、法令69⑨～⑰）。

図表8 「業績連動給与」の定義

①	内国法人（※）に関する以下の指標を基礎として算定される「額」又は「数」の、「金銭」又は「株式」若しくは「新株予約権」による給与 —利益の状況を示す指標、株式の市場価格を示す指標、その他の業績を示す指標
②	以下を満たす「譲渡制限付株式」による給与 —無償で取得され、又は消滅する株式の数が、「役務の提供期間」以外の事由により変動
③	以下を満たす「譲渡制限付新株予約権」による給与 —無償で取得され、又は消滅する新株予約権の数が、「役務の提供期間」以外の事由により変動

(※) 又は内国法人との間に、50%超の株式を直接・間接に保有する関係（支配関係）がある法人。

(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表9 損金算入が認められる一定の業績連動給与の要件

①給与を支給する法人	同族会社（※1）でない。 ただし、同族会社でも非同族法人の完全子会社（※2）であれば認められる。	
②役員	代表取締役・業務執行取締役（取締役会設置会社）、執行役（指名委員会等設置会社）、これらに準ずる役員（以上をまとめて「業務執行役員」という）	
③給与の内容	形態	金銭、「適格株式」、「適格新株予約権」
	連動指標	交付される金銭の額又は株式・新株予約権の数（※3）が、以下の指標（複数事業年度についての指標も可。後述）に基づいて算定されること ①利益指標 ②株価指標（当該法人又は完全支配関係がある法人の株価） ③売上高指標（①又は②と同時に用いられるものに限る）
	限度額	限度額（※4）を定めている
	その他	他の業務執行役員に支給する業績連動給与と同様の算定方法である
④手続き	決議	職務執行期間開始日の属する会計期間開始日から3カ月（※5）以内に、報酬委員会の決定その他の適正な手続きを経ている
	開示	上記手続き後遅滞なく、その内容が有価証券報告書等やTDnetで開示されている
	交付期限	①金銭による給与：業績連動指標の数値の確定後1カ月以内 ②株式・新株予約権による給与：業績連動指標の数値の確定後2カ月以内 ③譲渡制限付新株予約権で、無償で取得される数が変動するものによる給与：上記手続きの終了後1カ月以内
⑤経理処理	損金経理をしていること（※6）	

（※1）3人以下の株主（及びその配偶者等）が発行済株式の50%超を有する等の条件を満たす会社。上場会社である持株会社の完全子会社は同族会社に該当する。

（※2）上場会社である持株会社の完全子会社が想定されている。

（※3）新株予約権の場合、無償で取得され、又は消滅する数を含む。

（※4）株式・新株予約権による給与の場合は限度数。

（※5）税務署長に申請して、税務署長が指定する月数だけ、確定申告書の提出期限が延長されている法人の場合は、当該月数に2カ月を加えた期間。

（※6）損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理する方法も認められる。

（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表9の「連動指標」は、以下のものが該当する（法法34①三イ、法令69⑩⑪⑫）。

図表10 連動指標

	いつ時点の指標か	指標の具体例
利益指標	職務執行期間開始日以後に終了する事業年度	①営業利益、経常利益、当期純利益 ②EBITDA（利払・税引・減価償却前当期利益） ③EPS（1株当たり当期純利益）、ROA、ROE ④①～③の過年度比
株価指標（※1）	以下のいずれかの期間・日 ・職務執行期間開始日の属する事業年度開始日以後の所定の期間 ・職務執行期間開始日以後の所定の日	①株価、株価の平均値 ②①の過年度比、インデックス比 ③時価総額 ④株主総利回り（配当＋キャピタルゲイン）
売上高指標（※2）	職務執行期間開始日以後に終了する事業年度	①売上高 ②売上高－費用 ③①②の過年度比

（※1）（給与を支給する）当該法人又は、その法人との間に完全支配関係がある法人の株価に関する指標。

（※2）利益指標又は株価指標と同時に用いられるものに限る。

（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(5) 退職給与

退職給与に関する改正のポイントは以下の点である。改正前の制度では、不相当に高額でない限り損金算入が認められている。一方、改正後は「業績連動給与」（図表 8 参照）に該当するものについては、図表 9 に記載の一定の要件を満たさない限り、損金算入が認められなくなった。

ただし、いわゆる「功績倍率法」⁸による退職給与は、業績連動給与に該当しないとされ（法人税法基本通達 9-2-27 の 2）、従前通り損金算入が認められる。

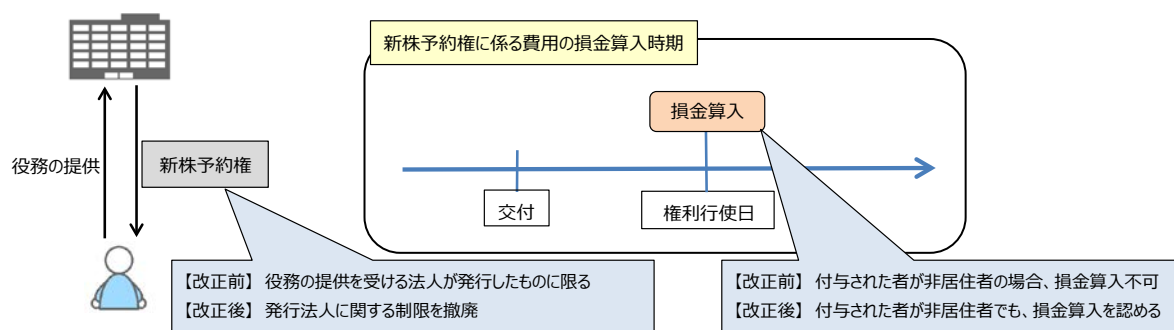
4. 損金算入時期の後ろ倒しの特例についての見直し

(1) 税制非適格ストック・オプション

改正前の制度では、法人が個人から役務の提供を受ける場合において、その役務の提供に係る費用について新株予約権（税制非適格ストック・オプション）を発行した場合、法人に対しては、交付時ではなく、新株予約権が権利行使された時点で費用が損金算入される⁹（改正前の法法 54 の 2①、所令 84②）。

この損金算入時期の後ろ倒しの特例について、平成 29 年度税制改正で主に図表 11 の見直しが行われている。改正後は、役務の提供を受ける法人以外の法人が発行した場合も本特例の対象とされ、非居住者に交付した場合も費用の損金算入が認められることとなる。平成 29 年 10 月 1 日以後に交付決議を行う場合に適用される（法法 54 の 2①、附則 15）。

図表 11 新株予約権に関する損金算入時期の後ろ倒しの特例の見直し



（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

⁸ 退職給与の支給額が、「退職直前の給与額×業務従事期間×職責に応じた倍率」という算式で算定される方法。

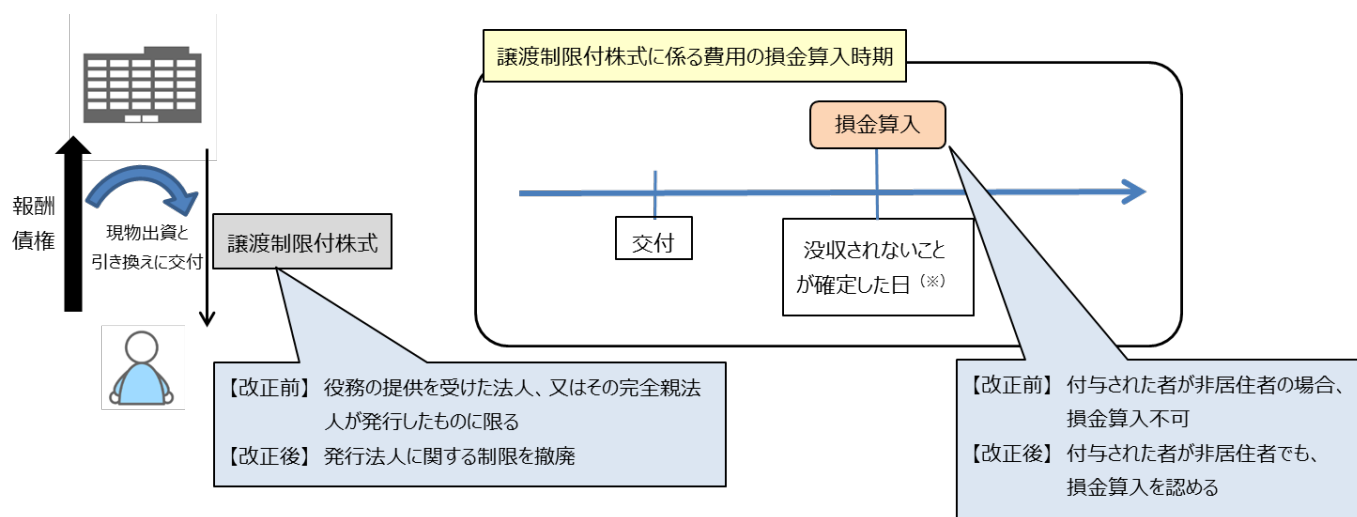
⁹ 税制「適格」ストック・オプションの場合、法人は費用の損金算入が認められない（法法 54 の 2②）。

(2) 譲渡制限付株式

改正前の制度では、法人が個人から役務の提供を受ける場合、その役務の提供に係る費用について、当該法人又はその完全親法人の譲渡制限付株式¹⁰を発行した場合、法人に対しては、交付時ではなく、譲渡制限が解除された時点で費用が損金算入される（改正前の法法 54①、所令 84①）。

この損金算入時期の後ろ倒しの特例について、平成 29 年度税制改正で主に図表 12 の見直しが行われている。改正後は、役務の提供を受ける法人又はその完全親法人が発行したものに限りという制限が撤廃され、非居住者に交付した場合も費用の損金算入が認められることとなる¹¹。平成 29 年 10 月 1 日以後に交付決議を行う場合に適用される（法法 54①、附則 15）。

図表 12 譲渡制限付株式に関する損金算入時期の後ろ倒しの特例の見直し



（※）改正前は、譲渡制限が解除された日。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

（以上）

¹⁰ 役務提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに交付されるもの。

¹¹ 上記に加え、損金算入時期が、譲渡制限が解除された日から、没収されないことが確定した日に改正されている（どのような場合に没収されるかは、役員と会社との間の契約で規定されていると考えられる）。ただし、実際上、没収されないことが確定した日は譲渡制限が解除された日と同じになると考えられ、この点の改正は大きな影響はないと考えられる。